

わっしょい みんなでかつごう いちのせき!!



一関市の協働の取り組み — まちづくりのスタートとこれから —

市が、協働によるまちづくりをスタートさせたのは平成19年度末。新たに協働推進課を設置するなど、一関市は本格的な「協働のまちづくり」を開始しました。

市民も行政も、協働のまちづくりとは何か？について学ぶところから始まり、行政の役割、地域の課題や役割は何かなど、地域と向き合い、共に考えるため、公民館を単位とした懇談会や研修会、ワークショップなどを開催。「急がない」を合言葉に、結論を急がずに地域が納得できる協働を考えました。



平成22年12月には、一関市協働推進アクションプラン（以下「プラン」）を策定し、プランで目指す協働のまちづくりに向け取り組んできましたが、策定から10年が経過し、さまざまな環境の変化を受け、プランを見直す必要性が出てきています。

このため、今年度は、少子高齢化と人口減少後の地域を考え、一関市協働推進会議※において、プランの見直しを行っています。

これまでのプランは、主に地域と行政の協働のあり方についての内容としていますが、地域協働体が設立され、地域協働の活動拠点として位置付けている市民センターの指定管理も進んでいることから、現在、一関市協働推進会議では、市民・地域・行政の協働の取り組み内容の検討に加えて、各種団体、企業との協働についても協議しています。

市の協働で大事にしている「話し合い」は、地域・行政共に意識され、ワークショップ等への市民の参加は進んでいるものの、意思決定の場への参画など、ステップアップした協働を求める意見が出されています。

※一関市協働推進会議は、協働を推進するための市の協働の取り組みなどについて、市民が参画し意見交換する会議の場です。

『地域協働』とは

地域協働とは、地域の自治会、消防団やPTAなど各種団体、市民、民間事業者（企業）等の多様な主体が、一定の地域において互いに、または行政と、地域の特性や課題などを共有した上で、役割分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりを進めるしくみです。



一関市協働推進 アクションプランの目的とは

一関市協働推進アクションプラン（以下「プラン」）は、一関市総合計画を上位計画とし、基本計画でまちづくりの考え方として定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画です。

協働の定義を「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を、継続的な話し合いと合意形成により、協力して行動すること」とし、協働を実現するための行動基準を、次の3点としています。

- 1 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- 2 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- 3 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

また、具体的な取り組み方策は以下の3点です。



① 協働のための人づくり



② 協働のための環境づくり



③ 協働のための仕組みづくり

協働ニュース「輪っしょい!」では、上記①～③の実際の取り組み方策について紹介します。



1 「協働のための人づくり」取り組み事例

現状

課題

少子化、高齢化が進む中で、地域の課題は多様化しており、更に協働への理解を深め、取り組みを推進するため、情報提供の工夫が必要となっています。

中里まちづくり協議会（一関）
いわて松川やくにたつ会（東山）：『役員研修会』

協働のまちづくりに取り組み始めた頃は、協働の理解のため、多くの地域で説明会や勉強会を開催しましたが、今はその機会も減少してきました。

役員改選で人が入れ替わった後、協働の理解を深める前に運営にあたることもあり、目的を共有して同じゴールを目指すため、役員改選などのタイミングで、改めて協働を学ぶ研修会が地域協働体で開催されています。

5月に役員研修会を開催した中里まちづくり協議会事務局の齊藤裕美さんは、「地域づくりの関心を高める必要性を感じて、同じベクトルで事業を推進するため、若い世代にも幅広く呼びかけて開催しました。」と話します。

いわて松川やくにたつ会では、今年度、代議員の変更を受けて、「地域協働体とは」等の理解の場として、第1回の部会を4部会合同で実施。会長の永澤源治郎さんは、「自治会選出の代議員の多くが入れ替わったので、地域協働体とは何か、どのような活動をしているか、協働体の目的の理解と共有を図ろうと思った。」と話します。

このように、新たな人が関わるタイミングで啓発することが「協働のための人づくり」につながります。協働を進めるためには、一人ひとりの理解が重要で、地域にも行政にも協働の必要性を説明し続けることが必要です。



【いわて松川やくにたつ会】合同部会の様子



2 「協働のための環境づくり」取り組み事例

現状

課題

地域での人のつながりや交流が薄くなっていたり、市民やグループ・団体などの相互理解も十分とは言えないため、住民や市民活動団体等の交流の機会づくりが必要です。

結いネット そげい(大東):『農機バンク』

結いネット そげいの理事会で、理事から「地域の人から、『使用しなくなった農機具をどうにかしたい』と相談を持ち掛けられた。」と話題提供があり、「眠っている農機具を処分したい人や、古くても手頃な値段の機械が欲しい人との相談窓口になれないか」と提案がありました。

5月の広報紙で周知したところ、早速7台の「売りたい」と、1台の「欲しい」という情報が寄せられ、その後も新たな情報提供と共に、住民同士での売買が進んでいるそうです。さらに、「売りたいけど動くか不安…」という声には、「無料で見てあげてもいいよ」と手をあげてくれる住民がいるなど、『農機バンク』を通じた輪が広がっています。

農機バンクの提案者である足利和昭さん(特産品開発チームリーダー)は、「まだまだ眠っている農機等があると思う。この取り組みを曽慶以外の地域にも広げてほしいのではないかな。」と意欲的です。

結いネット そげいでは、市民センターにアイデアボックス(意見書箱)を設置し、住民から寄せられた地域の課題や困りごとなどを情報共有しています。その延長線上で、地域の困りごとはみんなで話し合い、解決策を考えていこうという思いが定着しつつあります。

こうした取り組みを継続するためにも、理事会での誰もが発言しやすい雰囲気づくり・人間関係づくりが、協働のための環境づくりには大切です。



農機バンク発案者の足利和昭理事



3 「協働のための仕組みづくり」取り組み事例

現状

課題

少子・高齢化と人口減少や住民意識の多様化などにより、基礎的コミュニティの弱体化が生じており、地域協働によるコミュニティ機能の再生充実と地域力の強化が求められています。

老松みどりの郷協議会(花泉):『集落課題懇談会』

老松みどりの郷協議会は、平成26年の発足から4年間、5部会制で課題解決に取り組んできましたが、組織体制の見直しを行っています。2年間の話し合いを経て、令和2年度から部会を廃止する代わりに担当理事を置き、住民の声を担当理事や協議会に届けるための「課題検討委員会」を設置しました。

課題検討委員会の設置後、まず取り組んだのが、集落課題懇談会の開催でした。協議会職員が地区内の13集落を訪問し地域の現状を聞き、出された課題が課題検討委員会にかけられます。課題を整理する過程で、委員同士で課題解決の手法やヒントが共有され、自然な流れで課題解決の方向性が見えてくることもありました。令和3年度にも続編となる集落

課題懇談会を実施し、各集落の課題の解決状況を確認しています。

「これまで、住民が地域について真剣に語り合う機会がなかったと思う。集落(住民)を支援するのが地域協働体の使命と考え、今後も集落訪問を継続して、よりよい地域づくりにつなげていきたい。」と事務局のみなさんは話します。

組織の見直しで、個々人の得意分野などを活かした配置となり、構成員の負担軽減にも繋がりました。課題解決と身構えずに、話し合う場を設け、情報交換することで、自然な流れで解決へ進むこともあり、話し合いは、協働を推進するための大切な仕組みづくりです。



『集落課題懇談会』で課題を探ります



地域づくりモデル事業交付金

令和3年度より、地域協働体の活動支援策として新しい取り組みが始まっています。

これまで地域協働体活動費補助金(通称ひと・まち応援金)を運用してきましたが、これまで以上に地域協働体の自主的、主体的な取り組みを促進するため、モデル事業として地域協働体を選定して交付金による活動の支援を行い、その成果を踏まえ、今後の地域協働体の支援のあり方を検討するものです。

●交付金の積算

	金額の積算根拠	地域協働体活動費補助金との関係
①均等割	1団体あたり2,400千円	地域協働体活動費補助金における、人件費に相当する額
②人口割	最低額1,000千円(人口800人以下) +人口100人増につき20千円	地域協働体活動費補助金における、事業費(均等割+人口割)に相当する額

主な特徴

- 地域課題の解決に取り組む地域協働体の活動を支援し、地域協働体の自主的、主体的な取り組みを促進します。
- 地域づくり職員の人件費の積算が不要になり、勤務時間外手当等柔軟に対応します。
- 事業費は、政治・宗教活動及び懇親や親睦を目的とした飲食や旅行に関する経費以外は認められ、営利目的も含め、対象経費を拡大します。

交付金の取り扱い

- (1) 翌年度、または翌々年度に繰り越しできるものとします。(繰越金額の制限は設けない)
- (2) これまで地域協働体活動費補助金により繰越した積立金は、交付金と同様に取扱いします。

地域協働体の活動支援策についてはこれまでも見直しを行ってきましたが、地域協働体による市民センターの指定管理者制度導入から5年を経過したことから、新たな支援の形として、交付金制度を創設しました。

令和3年度は、中里まちづくり協議会、むろねまちづくり協議会、藤沢町住民自治協議会の3団体を交付団体として選定し、成果の検証を行いながら、今後は順次交付金に移行していく予定としています。

